

「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（仮称）」
の制定について

1 趣 旨

障がい者に関する初の国際条約である「障害者権利条約」が全会一致による国会承認のもとに批准され、国内法の整備も着々と進められている。

また、本県では、全国トップレベルの工賃水準を確保するなど、障がい者の自立と社会参加の基盤づくりに向けた施策を積極的に展開してきた。

こうした成果を踏まえ、更に障がい者の「権利擁護」や「自立と社会参加」に係る施策を総合的に推進し、障がいのある人をはじめ、すべての県民にとって暮らしやすい社会を実現するため、条例を制定する。

2 条例（案）の概要

別紙のとおり

3 今後のスケジュール案

平成27年 9月中旬～	パブリックコメントの実施
平成27年12月議会	条例案を提案予定

「障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例(仮称)」の概要について

趣旨

○ 障がい者の「権利擁護」に向けた法整備が進展
 H26.1 「障害者権利条約」の批准
 H28.4 「障害者差別解消法」の施行 等

県

○ 障がい者の「自立と社会参加」に向けた基盤を構築
 H25年度工費 全国第2位

H25.4 “ほっとかない”事業スタート
 H26.12 障がい者マイスターの認定 等

障がい者の「権利擁護」を図るとともに、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者スポーツの振興や、地域における活躍の場の創出といった、「自立と社会参加」の促進を図る条例を制定。

条例のポイント

- 1. 権利擁護の推進 ～障害者差別解消法(H28.4施行)をより実効的に！～**
 全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重される社会へ
 - ・ 障がいを理由とする差別の禁止, 社会的障壁の除去のための合理的配慮
 - ・ 相談窓口(専門相談員)の設置, 調整委員会による「助言・あっせん」
- 2. 地域における共生社会実現への取組 ～障がい者が支える社会を構築！～**
 障がい者が、あらゆる分野の活動に参加し、障がいのある人も互いに支え合い安心して暮らせる社会へ
 - 障がい者の情報の取得やコミュニケーションを支援
 - ・ 手話等の意思疎通手段の普及や意思疎通支援者の養成, 災害時の情報提供 等
 - 自立と社会参加の更なる促進
 - ・ (東京パラリンピックを見据えた)障がい者スポーツの振興, 文化芸術活動の充実
 - ・ 地域における活躍の場の充実, 優先調達などの就労支援 等

3. 県民理解の促進 ～相互理解を加速！～

障がいのある人となない人が共に学び合い協力していく社会へ

- ・ 障がいのある人となない人の交流の機会の拡大, 啓発 等

本県の目指す社会

障がいのある人もない人も、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い
 地域で共に安心していきいきと暮らすことのできる『共生社会の実現』へ！

条例の構成

前文

1. 総則

目的、定義、基本理念、県の責務、市町村との連携 等

2. 権利擁護の推進

(1) 障がいのある人に対する差別の禁止
 (2) 差別等に関する相談体制
 (3) 差別等に該当する事案解決の仕組み

3. 地域における共生社会実現への取組
 (1) 情報の取得、コミュニケーションに対する支援
 (2) 障がいのある人の移動手段の支援
 (3) 自立と社会参加

4. 県民理解の促進

障がいのある人となない人の交流の推進、県民等の活動の推進 等

5. 雑則